

奈良県流域下水道事業会計規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第七十九号

奈良県流域下水道事業会計規則

目次

第一章 総則（第一条―第四条）	
第二章 伝票及び帳簿並びに勘定科目（第五条―第十三条）	
第三章 収入及び支出	
第一節 収入（第十四条―第二十五条）	
第二節 支出（第二十六条―第四十一条）	
第四章 預り金及び預り有価証券（第四十二条―第四十六条）	
第五章 棚卸資産	
第一節 出納（第四十七条―第五十七条）	
第二節 棚卸（第五十八条―第六十二条）	
第六章 棚卸資産以外の物品（第六十三条―第六十七条）	
第七章 固定資産	
第一節 通則（第六十八条）	
第二節 取得（第六十九条―第七十五条）	
第三節 管理及び処分（第七十六条―第七十八条）	
第四節 減価償却（第七十九条―第八十一条）	
第五節 リース資産（第八十二条）	
第八章 引当金（第八十三条―第八十五条）	
第九章 決算（第八十六条―第八十九条）	
第十章 雑則（第九十条―第九十三条）	
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この規則は、法令に定めるもののほか、奈良県流域下水道事業（以下「流域下水道事業」という。）の会計事務の処理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（企業出納員等）

第二条 県土マネジメント部下水道課（以下「下水道課」という。）及び奈良県流域下水道センター（以下「センター」という。）に企業出納員及び現金取扱員を置く。

2 企業出納員は、下水道課にあつては主幹又は課長補佐を、センターにあつては総務課長をもって充てる。

3 現金取扱員は、下水道課にあつては下水道課長が、センターにあつてはセンター所長が任命する。

4 現金取扱員一人が一日に取り扱うことのできる現金の限度額は、一万円（収納金に限る。）とする。

（下水道課長等への委任）

第三条 知事は、流域下水道事業の事務の一部を次の表のとおり、下水道課長及びセンター所長（以下「業務担当者」という。）並びに企業出納員に委任する。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約に該当する契約に関する事務を除くものとする。

委任する者	委任する事務
下水道課長	一 収入を徴収すること。 二 支出負担行為（固定資産で一件一千万円以上のものに係る支出負担行為を除く。）をすること。 三 支出を命令すること。 四 支出負担行為を伴わない固定資産の取得（固定資産で見積価額が一件五百万円以上のものに係る取得を除く。）並びに固定資産の管理及び処分（固定資産で帳簿価額が一件二百万円以上のものに係る処分を除く。）をすること。 五 棚卸資産の取得、管理及び処分をすること。
センター所長	一 収入を徴収すること。 二 支出負担行為（固定資産で一件一千万円以上のものに係る

	支出負担行為を除く。）をすること。 三 支出を命令すること。 四 支出負担行為を伴わない固定資産の取得（固定資産で見積価額が一件五百万円以上のものに係る取得を除く。）並びに固定資産の管理及び処分（固定資産で帳簿価額が一件二百万円以上のものに係る処分を除く。）をすること。 五 棚卸資産の取得、管理及び処分をすること。 六 その他知事が別に定める契約をすること。
下水道課の企業出納員	一 現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。 二 小切手を振り出すこと（センターに係るものを含む。）。 三 棚卸資産の出納及び保管に関すること。 四 支出負担行為に関する確認を行うこと。
センターの企業出納員	一 現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。 二 棚卸資産の出納及び保管に関すること。 三 支出負担行為に関する確認を行うこと。

（出納取扱金融機関）

第四条 知事は、流域下水道事業の業務に係る公金の出納事務の一部を別に指定する金融機関に行わせるものとする。

2 前項の金融機関を奈良県流域下水道出納取扱金融機関（以下「出納取扱金融機関」という。）とする。

第二章 伝票及び帳簿並びに勘定科目

（会計伝票の発行）

第五条 企業出納員は、流域下水道事業の業務に係る取引について、その取引の発生の都度、証拠となるべき書類に基づいて会計伝票を発行しなければならない。

（会計伝票の種類）

第六条 会計伝票の種類は、次に掲げるとおりとする。

一 収納伝票

二 支出負担行為決議兼支出命令書（支払伝票）及び支出命令書（支払伝票）（以下「支払伝票」という。）

三 振替伝票

- 2 収納伝票は、現金収納の取引について発行する。
- 3 支払伝票は、現金支払の取引について発行する。
- 4 振替伝票は、前二項に規定する取引以外の取引について発行する。

（仕訳日計表の作成）

第七条 企業出納員は、会計伝票に基づき、仕訳日計表を作成しなければならない。

（帳簿の種類及び整理）

第八条 流域下水道の会計処理のため備えるべき帳簿の種類及び当該帳簿を整理すべき者は、別表第一のとおりとする。

（帳簿の記帳）

第九条 帳簿は、会計伝票又は証拠となるべき書類により、正確かつ明瞭に記帳しなければならない。

（総勘定元帳の記帳）

第十条 総勘定元帳は、第十三条第二項に規定する勘定科目について口座を設け、仕訳日計表により記帳しなければならない。

（科目等の更正）

第十一条 企業出納員は、整理済みの科目等について誤りを発見したときは、振替伝票を発行し、直ちに科目等を更正しなければならない。

（帳簿の照合）

第十二条 総勘定元帳その他相互に関連する帳簿は、随時照合しなければならない。

（勘定科目）

第十三条 流域下水道事業の経理は、損益勘定、資産勘定、負債勘定及び資本勘定に区分して行うものとする。

- 2 前項に規定する勘定科目の区分は、別表第二に定めるところによる。

第三章 収入及び支出

第一節 収入

（収入の調定）

第十四条 業務担当者は、収入の調定をしようとする場合は、調定決議書に必要事項を

記載して行うものとする。

- 2 業務担当者は、前項の規定により収入を調定したときは、収入調定簿及び予算差引表に記帳するとともに、企業出納員に対して通知しなければならない。

- 3 前二項の規定は、調定の更正について準用する。

（納入の通知）

第十五条 業務担当者は、前条の規定により収入を調定し、又は調定を更正したときは、別に納期限の定めがある収入については当該納期限の十五日前までに、その他の収入については納期限を二十日以内に定めて、納入義務者に対して納入通知書を送付しなければならない。ただし、その性質上納入通知書により難い収入、納入の通知を必要としない収入又は現金出納員が収納した収入については、この限りでない。

（納入通知書の再発行）

第十六条 業務担当者は、納入義務者から納入通知書を亡失し、若しくは損傷した旨の届出があったとき又は出納取扱金融機関から収入の納付に使用された証券について支払拒絶があった旨の通知を受けたときは、納入通知書を再発行し、その余白に再発行の旨及び再発行の期日を記載して当該納入義務者に送付しなければならない。

（領収書の交付）

第十七条 企業出納員及び現金取扱員は、収入を収納した場合は、納付者に対し領収書を交付しなければならない。

- 2 前項の規定は、出納取扱金融機関が収入を収納した場合について準用する。

（収納金の引継ぎ）

第十八条 現金取扱員は、現金を収納した場合は、特別の事情のない限り、当該現金をその内訳を示す書類を添えて、収納した日のうちに企業出納員に引き継がなければならない。

（収納金の預入れ）

第十九条 企業出納員は、前条の規定により現金取扱員から現金の引継ぎを受けた場合又は自ら収入を収納した場合は、特別の事情のない限り、その日のうちに当該収納金を払込書により出納取扱金融機関に預け入れなければならない。

（収納済の通知）

第二十条 企業出納員は、前条の規定により収納金を出納取扱金融機関に預け入れたとき及び出納取扱金融機関から収入を収納した旨の通知を受けたときは、預金出納簿に

記帳するとともに、収納済通知書を業務担当者に送付しなければならない。

- 2 業務担当者は、前項の収納済通知書に基づき収入調定簿に記帳しなければならない。
(過誤納金の還付)

第二十一条 業務担当者は、収納金のうち過納又は誤納(以下「過誤納」という。)となったものがあるときは、過誤納の事由、所属年度、収入科目、還付すべき金額、還付すべき納付者等を明らかにした文書によって、納付者に対してその旨を通知しなければならない。

- 2 第十四条第二項、第二十七条、第三十二条、第三十四条及び第三十七条の規定は、過誤納金の還付の場合について準用する。

(小切手の支払地の区域)

第二十二条 地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号。以下「政令」という。)第二十一条の三第一項第一号に規定する小切手の支払地は、次のとおりとする。

一 下水道課の企業出納員に納付する小切手については下水道課が所在する市町村の区域

二 センターの企業出納員に納付する小切手についてはセンターが所在する市町村の区域

三 出納取扱金融機関に納付する小切手については出納取扱金融機関の店舗が所在する市町村の区域

(小切手の受領拒絶)

第二十三条 企業出納員は、収入の納付に使用された小切手の支払が確実でないと認めるときは、その受領を拒絶しなければならない。

(支払拒絶があった場合の取扱い)

第二十四条 企業出納員は、出納取扱金融機関から収入の納付に使用された証券について支払拒絶の旨の通知を受けたときは、直ちに預金出納簿に記帳するとともにその旨を業務担当者に通知しなければならない。この場合において、企業出納員は、当該証券を納付した者に対して証券還付通知書を送付しなければならない。

2 企業出納員は、前項後段の場合において還付請求を受けたときは、受領書を徴した上、当該証券を還付しなければならない。

3 業務担当者は、第一項の規定による通知を受けたときは、収入調定簿に記帳しなければならない。

(不納欠損)

第二十五条 下水道課長は、法令若しくは条例若しくは議会の議決によって債権を放棄し、又は時効等により債権が消滅した場合には、振替伝票を発行し、当該伝票によって当該債権に係る収入金の調定の年月日、金額、収入科目、調定後の経緯等を記載した文書を添付して知事に報告するとともに、予算差引表及び収入調定簿に記帳しなければならない。

第二節 支出

(支出負担行為の決定)

第二十六条 支出負担行為は、支出負担行為決議書又は支出負担行為決議兼支出命令書(支払伝票)により企業出納員に協議して決定しなければならない。ただし、定例的又は軽易な経費に係る支出負担行為の場合にあつては、企業出納員に協議することを要しないものとする。

2 業務担当者は、前項の規定により支出負担行為の決定がなされ、又は決定したときは、予算差引表に記帳しなければならない。

(支出命令)

第二十七条 業務担当者は、支出しようとするときは、支払伝票によって企業出納員に支出を命令しなければならない。

(支払伝票の発行)

第二十八条 支払伝票は、債権者の請求書その他の支払に関する書類に基づいて債権者ごとに発行しなければならない。ただし、債権者に請求書を提出させることが困難な場合には、これを省略して発行することができる。

2 二人以上の債権者に対して支払を行う場合において勘定科目及び支払期日が同一であるときは、前項の規定にかかわらず、併せて一の支払伝票を発行することができる。この場合においては、債権者ごとにその支払額を明らかにした文書を添えなければならない。

(資金前渡)

第二十九条 政令第二十一条の五第一項第十四号に規定する管理規程で定めるものは、下水道の使用料及び料金後納郵便物に関する料金とする。

2 政令第二十一条の五第一項第十五号に規定する管理規程で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 交際費

二 講演会、講習会、研修会等に要する経費

三 入場料その他これに類する経費

四 講師に対する旅費

五 道路、駐車場等の利用に要する経費

六 郵便切手、郵便葉書、印紙及び証紙の購入に要する経費

七 供託金

八 補償金及び賠償金

九 運賃

十 日本放送協会に対して支払う受信料

十一 前各号に掲げるもののほか、現金で即時支払をしなければ購入、利用又は使用ができないものに要する小口の経費

3 資金の前渡は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一 随時の費用に係るものは、所要の金額を予定し、事務上支障のない限りなるべく分割して交付すること。

二 常時の費用に係るものは、每一月分以内の金額を予定して交付すること。ただし、第一項に定める経費に係る資金並びに政令第二十一条の五第一項第十二号及び第十三号に掲げる経費に係る資金で自動口座振替の方法により支払うもの（以下「自動口座振替資金」という。）については、六月分以内の金額を予定して交付することができる。

4 資金の前渡を受けた者は、前渡を受けた資金に係る経費について振替伝票（精算）を作成し、これに支払に関して証拠となるべき書類を添えて、随時の費用については当該経費の支払完了後十日以内に、常時の費用のうち前項第二号本文の規定により交付されたものについては毎月分をその翌月五日までに、同号ただし書の規定により交付されたものについては交付の際に予定した期間分の経費の支払完了後十日以内に業務担当者に提出しなければならない。ただし、次に掲げる資金に係る経費について前渡額と支払額が同額である場合は、精算を要しないものとする。

一 給与その他の給付に係る資金

二 下水道の使用料及び料金後納郵便物に関する料金に係る資金

三 日本放送協会に対して支払う受信料に係る資金

四 政令第二十一条の五第一項第八号、第十二号及び第十三号に掲げるものに係る資金

5 業務担当者は、前項の振替伝票（精算）の提出があつた場合において当該前渡資金に係る経費について調査確認したときは、直ちに企業出納員に送付しなければならない。

6 第四項本文の規定による精算をしない者に対しては、精算するまでの間、重ねて資金を前渡ししないものとする。ただし、自動口座振替資金については、この限りでない。

（概算払）

第三十条 政令第二十一条の六第五号に規定する管理規程で定めるものは、次に掲げる経費とする。

一 委託料

二 自動車事故に係る損害賠償金

2 概算払を受けた者は、概算払に係る経費について支払を受けるべき金額が確定したときは、当該確定の日後十日以内に振替伝票（精算）を作成し、業務担当者に提出しなければならない。

3 前条第五項の規定は概算払の精算について、同条第六項の規定は概算払の精算をしない者について準用する。

（前金払）

第三十一条 政令第二十一条の七第八号に規定する管理規程で定めるものは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第八十四号）第五条第一項の規定により登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費とする。

2 前項の経費の額は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条及び地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）附則第三条に規定する範囲の額とする。

（隔地払）

第三十二条 企業出納員は、隔地にいる債権者に支払をしようとする場合においては、出納取扱金融機関に出納取扱金融機関を受取人とする小切手及び隔地払依頼書を交付するとともに、債権者に対して送金通知書を送付しなければならない。

2 企業出納員は、前項の規定により出納取扱金融機関に資金を交付したときは、隔地払受託書を徴さなければならない。

(口座振替)

第三十三条 政令第二十一条の十の規定により知事が定める金融機関は、出納取扱金融機関と為替取引のある金融機関とする。

2 債権者は、口座振替の方法により支払を受けようとするときは、口座振替申出書又は振替先金融機関名、預金種別、口座番号その他必要な事項を付記した請求書により、その旨を申し出なければならない。

3 企業出納員は、前項の規定による申出があったときは、出納取扱金融機関に出納取扱金融機関を受取人とする小切手及び口座振替請求書を交付しなければならない。

(支出の方法)

第三十四条 支出は、前二条の規定による支払の場合を除くほか、下水道課の企業出納員が小切手を振り出して行うものとする。ただし、債権者から申出があったときは、現金により支払うものとする。

(小切手の振出)

第三十五条 小切手は、支払伝票に基づき振り出さなければならない。

2 下水道課の企業出納員は、小切手を振り出したときは、小切手振出済通知書により出納取扱金融機関に通知しなければならない。

3 小切手の署名は、記名押印によって行うものとする。

4 小切手の金額その他記載事項は、訂正してはならない。

5 書損、汚損等により小切手を廃棄するときは、当該小切手に朱で斜線を引いた上「廃棄」と朱書し、小切手帳に残しておかなければならない。

(小切手喪失の場合の取扱い)

第三十六条 下水道課の企業出納員は、債権者から小切手の喪失の届出があったときは、出納取扱金融機関に対し、小切手支払停止通知書を送付しなければならない。

(領収書の徴収)

第三十七条 下水道課の企業出納員は、債権者に小切手を振り出し、又は現金を支払うときは、領収書を徴さなければならない。

2 前項の場合における債権者の領収印は、請求書に押印したものと同一のものでなければならない。ただし、債権者が紛失その他やむを得ない理由により、印鑑を証明する書類を添えて改印した旨を申し出た場合は、この限りでない。

(支払小切手の整理)

第三十八条 下水道課の企業出納員は、毎月末に振出小切手未払高調書を作成しなければならない。

2 下水道課の企業出納員は、振出日付から一年を経過し、まだ支払を終えていない小切手については、出納取扱金融機関からの通知によりその旨を確認しなければならない。

3 下水道課の企業出納員は、振出小切手が時効により消滅した場合は、直ちに当該金額を調定し、収納伝票を発行しなければならない。

（隔地払期間の徒過）

第三十九条 企業出納員は、隔地の債権者に支払をさせるため出納取扱金融機関に資金を交付した場合において、当該資金の交付の日から一年を経過し、出納取扱金融機関がまだ当該隔地の債権者に支払っていない場合においては、その旨を確認し、かつ、隔地払不能通知書とともに当該金融機関から当該資金を納付させなければならない。

2 第二十条の規定は、前項の場合について準用する。

（過誤払金の回収）

第四十条 業務担当者は、支出の支払のうち過払又は誤払（以下「過誤払」という。）となったものがあったときは、当該過誤払の事由、所属年度、支払科目、返納させるべき金額、返納させるべき者等を明らかにした文書により返納させなければならない。

2 第十四条第三項、第十五条、第十六条、第十七条第一項及び第二十条の規定は、過誤払金の回収について準用する。

（債務免除等）

第四十一条 業務担当者は、債務免除、時効等により債務が消滅した場合は、当該債務の消滅の事由、所属年度、支払科目、消滅した債務の金額、債権者等を明らかにした文書によって知事の決裁を受けなければならない。

2 前項の場合において、業務担当者は、支出負担行為を減額し、又は収入を調定しなければならない。

第四章 預り金及び預り有価証券

（預り金）

第四十二条 保証金その他流域下水道事業の所有に属さない現金を受け入れた場合は、これを預り金として整理しなければならない。この場合において、下水道課の企業出納員は預り金整理簿に記帳しなければならない。

（預り金の受入れ及び払出し）

第四十三条 預り金の受入れ及び払出しについては、収入の収納及び支出の支払の例により行わなければならない。

（預り有価証券）

第四十四条 流域下水道事業の所有に属さない有価証券を保管する場合は、預り有価証券として整理しなければならない。この場合において、下水道課の企業出納員は、預り有価証券整理簿に記帳しなければならない。

（預り有価証券の受入れ及び還付）

第四十五条 下水道課の企業出納員は、前条の有価証券を受け入れた場合は受領書を交付し、当該預り有価証券を還付した場合は受領書を徴さなければならない。

（利札の還付請求）

第四十六条 下水道課の企業出納員は、預り有価証券について所有者から利札の還付請求を受けたときは、受領書を徴した上、還付しなければならない。

第五章 棚卸資産

第一節 出納

（範囲）

第四十七条 棚卸資産とは、次に掲げる物品であつて、棚卸経理を行うものをいう。

一 消耗工具、器具及び備品

二 材料

2 前項の棚卸資産の区分は、下水道課の企業出納員が別に定める。

（貯蔵）

第四十八条 業務担当者は、常に流域下水道事業の業務の執行上必要な量の棚卸資産を貯蔵するように努め、かつ、これを適正に管理しなければならない。

（購入）

第四十九条 第二十六条の規定は、棚卸資産の購入について準用する。

（入庫伝票等）

第五十条 企業出納員は、棚卸資産の受入れ又は払出しについて、その都度証拠となるべき書類に基づいて入庫伝票又は出庫伝票を発行しなければならない。

（検査）

第五十一条 棚卸資産の納入及び引渡しのお知らせを受けた場合には、業務担当者が指名す

る職員は、遅滞なく、当該棚卸資産を検査しなければならない。

(受入れ)

第五十二条 企業出納員は、棚卸資産を受け入れたときは、入庫伝票により貯蔵品出納簿に記帳しなければならない。

(払出価額)

第五十三条 棚卸資産の払出価額は、先入先出法によるものとする。

(払出し)

第五十四条 企業出納員は、棚卸資産を使用するときは、第二十六条の規定にかかわらず、業務担当者の決裁を受けなければならない。

2 企業出納員は、前項の決裁があつたときは、出庫伝票により棚卸資産を払い出し、貯蔵品出納簿に記帳しなければならない。

(払出材料の戻入れ)

第五十五条 業務担当者は、建設改良工事又は修繕のために払出しを受けた材料に残品を生じた場合は、企業出納員に戻し入れなければならない。

2 第五十二条の規定は、前項の規定による戻入れについて準用する。

(発生品)

第五十六条 企業出納員は、第四十七条第一項各号に掲げる物品で資産として計上されていないものを新たに発見したときは、これを再使用できるものと、不用となり、又は使用に耐えなくなったものに区分し、再使用できるものは適正な見積価額を付して第五十二条の規定に準じて受け入れなければならない。

2 前項の規定は、工事の施工等に伴って撤去品が生じた場合について準用する。

(不用品の処分)

第五十七条 企業出納員は、棚卸資産のうち不用となり、又は使用に耐えなくなったものを不用品として整理し、業務担当者の決裁を受け、これを売却しなければならない。ただし、買受人がないものその他売却することが不適当と認められるものについては、業務担当者の決裁を受け、これを廃棄することができる。

2 第五十四条の規定は、前項の場合について準用する。

第二節 棚卸

(帳簿残高の確認)

第五十八条 企業出納員は、常に貯蔵品出納簿の残高とこれに関係のある他の帳簿とを

照合し、その正確な額の確認に努めなければならない。

（実地棚卸）

第五十九条 企業出納員は、毎事業年度末に実地棚卸を行わなければならない。

2 前項に定める場合のほか、企業出納員は、棚卸資産が天災その他の事由により滅失した場合その他必要と認められる場合には、随時実地棚卸を行わなければならない。

（実地棚卸の立会）

第六十条 企業出納員は、前条の規定により実地棚卸を行うときは、業務担当者の指名する棚卸資産の受入れ又は払出しに関係のない職員を立ち会わせなければならない。

（結果の報告）

第六十一条 企業出納員は、実地棚卸を行ったときは、その結果に基づき棚卸表を作成し、当該棚卸表を添えて業務担当者に報告しなければならない。

2 実地棚卸の結果、現品に過不足があることを発見したときは、企業出納員は、その原因及び現状を調査し、前項の規定による報告に併せて業務担当者に報告しなければならない。

（修正）

第六十二条 実地棚卸の結果、総勘定元帳の残高と棚卸資産の現在高が一致しないときは、業務担当者は、棚卸表に基づき入庫伝票又は出庫伝票を発行し、企業出納員に貯蔵品出納簿を修正させなければならない。

第六章 棚卸資産以外の物品

（直購入）

第六十三条 業務担当者は、第四十七条第一項各号に掲げる物品のうち購入後直ちに使用する予定のもの又は建設仮勘定を設けて経理する建設改良工事に使用する予定のものを直接当該科目の支出として購入することができる。

2 業務担当者は、前項の規定により購入したものにつき残品が生じたときは、これを棚卸資産として経理しなければならない。

（検査）

第六十四条 第五十一条の規定は、前条第一項の規定により購入するものについて準用する。

（物品の管理）

第六十五条 業務担当者は、棚卸資産から払い出されたもの又は第六十三条第一項の規

定により購入したもの（以下「物品」という。）を適正に管理しなければならない。

（事故報告）

第六十六条 業務担当者は、天災その他の事由により物品が滅失し、亡失し、又は毀損したときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

（不用品の処分）

第六十七条 第五十七条第一項の規定は、物品について準用する。

第七章 固定資産

第一節 通則

第六十八条 この規則において「固定資産」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

- 一 有形固定資産 土地、立木、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、リース資産（当該リース資産が、有形固定資産である場合に限る。）、建設仮勘定並びに耐用年数が一年以上かつ取得価額十万元以上の工具、器具及び備品その他有形資産であつて有形固定資産に属する資産とすべきもの
- 二 無形固定資産 借地権、地上権、特許権、施設利用権、リース資産（当該リース資産が、無形固定資産である場合に限る。）、その他無形資産であつて無形固定資産に属する資産とすべきもので有償で取得したもの
- 三 投資その他の資産 投資有価証券（一年以内（当該事業年度の末日の翌日から起算して一年以内の日をいう。）に満期の到来する有価証券を除く。）、出資金、長期貸付金、基金その他投資その他の資産に属する資産とすべきもの

第二節 取得

（取得価額）

第六十九条 固定資産の取得価額は、次の各号に掲げる固定資産に応じ、当該各号に定める額をいう。

- 一 購入によって取得した固定資産 購入に要した価額
- 二 建設工事又は製作によって取得した固定資産 建設工事又は製作に要した直接及び間接の費用の合計額
- 三 無償で譲り受けた固定資産又は取得価額の不明な固定資産 公正な評価額

（購入）

第七十条 固定資産を購入しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した第二十六条

第一項に規定する支出負担行為決議書又は支出負担行為決議兼支出命令書（支払伝票）により、これを決定しなければならない。

- 一 購入しようとする固定資産の名称及び種類
- 二 購入しようとする事由
- 三 当該固定資産の購入に係る科目及び予算額
- 四 契約の方法
- 五 その他必要と認められる事項

（交換）

第七十一条 固定資産を交換しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した文書により、これを決定しなければならない。

- 一 交換しようとする固定資産の名称、種類及び数量並びに交換差金
- 二 交換しようとする事由
- 三 契約の方法
- 四 その他必要と認められる事項

（無償譲受け）

第七十二条 固定資産を無償で譲り受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した文書により、これを決定しなければならない。

- 一 譲り受けようとする固定資産の名称及び種類
- 二 譲り受けようとする事由
- 三 見積価額（無形固定資産を除く。）
- 四 その他必要と認められる事項

（検査）

第七十三条 第五十一条の規定は、固定資産の納入及び引渡しについて準用する。

（建設改良工事の精算）

第七十四条 下水道課の企業出納員は、建設改良工事が完了した場合には、速やかに工事費の精算を行わなければならない。

2 前項の場合においては、下水道課の企業出納員は、間接費を配賦し、工事費に併せて、業務担当者の決裁を受け、固定資産の当該科目に振り替えなければならない。

（建設仮勘定）

第七十五条 建設改良工事でその工期が一事業年度を超えるものは、建設仮勘定を設け

て経理するものとする。

- 2 前項の建設改良工事が完了した場合は、下水道課の企業出納員は、速やかに建設仮勘定の精算を行い、間接費を配賦し、工事費に併せて固定資産の当該科目に振り替えなければならない。

第三節 管理及び処分

（事故報告）

第七十六条 第六十六条の規定は、天災その他の事由により固定資産が滅失し、亡失し、又は損傷を受けた場合について準用する。

（売却等）

第七十七条 固定資産の売却、撤去又は廃棄（以下この条において「売却等」という。）をしようとする場合には、次に掲げる事項を記載した文書により、これを決定しなければならない。

- 一 売却等をしようとする固定資産の名称及び種類並びに所在地
- 二 売却等をしようとする事由
- 三 契約の方法
- 四 その他必要と認められる事項

2 固定資産の廃棄は、当該固定資産が著しく損傷を受けていることその他の理由により買受人がない場合又は売却価額が売却に要する費用の額に達しない場合に限るものとする。

（用途廃止）

第七十八条 下水道課の企業出納員は、土地及び建設仮勘定を除く有形固定資産のうち著しく損傷を受けていることその他の理由によりその用途に使用することができなくなったものについては、再使用できるものと、不用となり、又は使用に耐えなくなったものに区分し、不用となり又は使用に耐えなくなったものは、これを売却し、又は廃棄し、再使用できるものは適正な見積価額を付して棚卸資産に振り替えなければならない。

第四節 減価償却

（減価償却）

第七十九条 固定資産の減価償却は、定額法により取得の翌年度から行う。
（特別償却率）

第八十条 償却資産のうち、業務担当者が別に定める直接その営業の用に供する資産の各事業年度の減価償却額は、地方公営企業法施行規則（昭和二十七年総理府令第七十三号。以下「施行規則」という。）第十五条第一項の規定により算出した金額に当該金額に百分の五十を乗じて算出した金額を加えた金額とする。

（減価償却の特例）

第八十一条 下水道課の企業出納員は、償却資産である有形固定資産で、その帳簿価額が帳簿原価の百分の五に相当する金額に達した後において施行規則第十五条第三項の規定により帳簿価額が一円に達するまで減価償却を行おうとする場合は、あらかじめその年数について業務担当者の決裁を受けなければならない。

第五節 リース資産

第八十二条 リース資産は、所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産（購入時に費用処理するもの及びリース期間が一年以内のものを除く。）とする。

第八章 引当金

（退職給付引当金）

第八十三条 退職給付引当金は、簡便法（当該事業年度の末日において流域下水道事業の職員全て（同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額を用いる方法をいう。）により算出した額を計上するものとする。

（賞与引当金）

第八十四条 賞与引当金は、事業年度末に在籍する職員に対して支給が見込まれる期末手当及び勤勉手当のうち、当該事業年度の負担に属する支給対象期間相当分の額を計上するものとする。

（貸倒引当金）

第八十五条 貸倒引当金は、事業年度末の未収金に貸倒率（過去三年の不納欠損額の合計額を過去三年の未収金の合計額で除したものをいう。）を乗じて算出した額を計上するものとする。

第九章 決算

（決算整理）

第八十六条 企業出納員は、毎事業年度経過後速やかに振替伝票により、次に掲げる事

項について決算整理を行わなければならない。

- 一 実地棚卸に基づく棚卸資産の修正
- 二 固定資産の減価償却
- 三 繰延収益の償却
- 四 資産の評価
- 五 引当金の計上
- 六 未払費用等の経過勘定に関する整理

（減損処理）

第八十七条 企業出納員は、前条第四号の規定により評価を行った資産の帳簿価額として施行規則第八条第三項各号に掲げる価格を付すときは、次に掲げる事項を記載した文書によって行わなければならない。

- 一 当該資産の名称、用途、種類、所在等
- 二 当該資産の評価額及びその算定方法
- 三 その他必要と認める事項

2 前項の場合において、企業出納員は、損失を計上しなければならない。

（帳簿の締切）

第八十八条 企業出納員は、第八十六条の規定により決算整理を行った後、各帳簿の締切を行うものとする。

（決算報告書等の作成）

第八十九条 下水道課の企業出納員は、毎事業年度、流域下水道事業の法第三十条第一項の決算及びこれに関する書類を作成し、下水道課長の決裁を受けなければならない。この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

2 下水道課長は、毎事業年度終了後二月以内に、前項前段に規定する書類を調整し、知事に提出しなければならない。

第十章 雑則

（経理状況の報告）

第九十条 企業出納員は、毎月末日をもって試算表及び資金予算表を作成し、翌月十五日までに下水道課長に提出しなければならない。

2 下水道課長は、毎月末日をもって流域下水道事業の試算表及び資金予算表を作成し、翌月二十日までに知事に提出しなければならない。

（契約）

第九十一条 流域下水道事業の業務に係る契約については、この規則に定めるもののほか、奈良県契約規則（昭和三十九年五月奈良県規則第十四号）の例による。

（帳簿、書類等の様式）

第九十二条 この規則による帳簿、書類等の様式及びそれらの記載方法は、別に定めるところによる。

（この規則の特例）

第九十三条 電子計算組織により処理する事務の取扱いに関し、この規則により難い事項については、別に定めるところによる。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

別表第一（第八条関係）

帳簿の種類	整理すべき者
総勘定元帳 現金出納簿 預金出納簿 未収金整理簿 未払金整理簿 貯蔵品出納簿 経過勘定管理台帳 預り金整理簿 預り有価証券整理簿	企業出納員
予算差引表 工事台帳 固定資産台帳 有価証券台帳 起債台帳	業務担当者

一時借入金台帳

収入調定簿

別表第二（第13条関係）

收益勘定

款	項	目	節	説明
流域下水道 事業収益	営業収益	維持管理負担金		主たる営業活動から生ずる収益 流域下水道維持管理に係る市町村からの負担金
		他会計補助金		他会計からの補助金
		受託工事収益		設計、工事等の受託に伴う収益
		その他営業収益		
	営業外収益		材料売却収益	材料の売却収益
			手数料	証明手数料等各種手数料の収益
			雑収益	上記以外の営業収益
				金融及び販売活動に伴う収益その他 主たる営業活動以外から生ずる収益
			受取利息及び配当金	
			預金利息	
		基金利息		
		貸付金利息		
		有価証券利息		
		配当金		
	その他受取利息及び配当金			
	他会計負担金			
	他会計補助金			
	国庫補助金			
	長期前受金戻入		施行規則第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金の額のうち営業外収益として整理するものの	
	消費税及び地方消費税還付金		収益的収支、資本的収支に係るものを一括で計上	
	その他営業外収益			

	特別利益	有価証券売却 収益 不用品売却収 益 その他雑収益 固定資産売却 益 過年度損益修 正益 貸倒引当金戻 入益 長期前受金戻 入 その他特別利 益	当年度の経常的収益から除外すべき 利益 固定資産の売却価額が当該固定資産 の売却時の帳簿価額を超える金額 前年度以前の損益の修正で利益の性 質を有するもの 貸倒引当金の設定時に前年度の貸倒 引当金の勘定残高がある場合におい て、前期の貸倒引当金を戻し入れる もの 長期前受金の償却額のうち、施行規 則第8条第3項第2号の規定による 償却資産の帳簿価額の減額に伴うも の
--	------	--	---

費用勘定

款	項	目	節	説明
流域下水道事 業費用	営業費用	きよ 管渠費	給料 手当 賞与 賞与引当金繰 入額 報酬 法定福利費 報償費 旅費	主たる営業活動から生ずる費用 管渠の維持管理に要する費用 職員の給料 職員の各種手当 職員の賞与 賞与引当金として計上するための繰 入額 臨時又は非常勤の顧問、嘱託員等 に対する報酬 各種社会保険料、労災補償費等 報償金、奨励金、謝礼等 職員等に支給する旅費

			被服費	職員に支給し、又は貸与する作業服等の費用
			備消耗品費	消耗品費並びに耐用年数が１年未満又は取得価額が10万円未満の工具、器具及び備品費
			燃料費	自動車用及び採暖用燃料費
			光熱水費	電気料金、ガス料金等
			印刷製本費	文書、図面、帳簿等の印刷費及び伝票、帳簿等の製本費
			通信運搬費	郵便葉書、郵便切手、電信電話料、運送料等
			委託料	試験、研究、測量等の委託料
			手数料	公金取扱、し尿処理、ごみ処理、訴訟手数料等
			賃借料	借地料、借家料、自動車借上料等
			修繕費	建設の用に供する資産の維持修繕に要する工事請負等の費用
			工事請負費	請負契約による受託工事の施工に要する経費
			路面復旧費	管渠工事等に伴い発生する道路舗装等の復旧費用
			動力費	機械装置等の運転に必要な電力料及び燃料費
			薬品費	下水処理又は下水汚泥処理に要する薬品費
			材料費	建設の用に供する資産の維持修繕に要する諸材料費
			補償費	補償金、賠償金、見舞金等
			研修費	職員の研修に要する費用
			負担金	関係団体負担金、その他会費等
			保険料	事業用財産に対する損害保険料等
			食糧費	会議等のための茶菓、弁当代等
			厚生費	医務、衛生、保険、文化、体育、慰安等に要する費用
			交際費	
			公租公課費	
			貸倒損失	
			貸倒引当金繰入額	貸倒引当金として計上するための繰入額
			修繕引当金繰	修繕引当金として計上するための繰

			入額	入額
			特別修繕引当	特別修繕引当金として計上するための
			金繰入額	繰入額
			雑費	
		ポンプ場費		ポンプ場の維持管理及び処理作業に要する費用
			給料	
			手当	
			賞与	
			賞与引当金繰	
			入額	
			報酬	
			法定福利費	
			報償費	
			旅費	
			被服費	
			備消耗品費	
			燃料費	
			光熱水費	
			印刷製本費	
			通信運搬費	
			委託料	
			手数料	
			賃借料	
			修繕費	
			工事請負費	
			路面復旧費	
			動力費	
			薬品費	
			材料費	
			補償費	
			研修費	
			負担金	
			保険料	
			食糧費	
			厚生費	
			交際費	
			公租公課費	
			貸倒損失	
			貸倒引当金繰	

			入額	
			修繕引当金繰	
			入額	
			特別修繕引当	
			金繰入額	
			雑費	
	処理場費			処理場の維持管理及び処理作業に要 する費用
			給料	
			手当	
			賞与	
			賞与引当金繰	
			入額	
			報酬	
			法定福利費	
			報償費	
			旅費	
			被服費	
			備消耗品費	
			燃料費	
			光熱水費	
			印刷製本費	
			通信運搬費	
			委託料	
			手数料	
			賃借料	
			修繕費	
			工事請負費	
			路面復旧費	
			動力費	
			薬品費	
			材料費	
			補償費	
			研修費	
			負担金	
			保険料	
			食糧費	
			厚生費	
			交際費	
			公租公課費	

			貸倒損失	
			貸倒引当金繰	
			入額	
			修繕引当金繰	
			入額	
			特別修繕引当	
			金繰入額	
			雑費	
	受託工事費			排水設備等の工事受託に要する費用
			給料	
			手当	
			賞与	
			賞与引当金繰	
			入額	
			報酬	
			法定福利費	
			報償費	
			旅費	
			被服費	
			備消耗品費	
			燃料費	
			光熱水費	
			印刷製本費	
			通信運搬費	
			委託料	
			手数料	
			賃借料	
			修繕費	
			工事請負費	
			路面復旧費	
			動力費	
			薬品費	
			材料費	
			補償費	
			研修費	
			負担金	
			保険料	
			食糧費	
			厚生費	
			交際費	

			公租公課費	
			貸倒損失	
			貸倒引当金繰	
			入額	
			修繕引当金繰	
			入額	
			特別修繕引当	
			金繰入額	
			雑費	
	総係費			事業活動の全般に関連する費用
			給料	
			手当	
			賞与	
			賞与引当金繰	
			入額	
			報酬	
			法定福利費	
			報償費	
			旅費	
			退職給与金	職員に対して支払う退職手当
			被服費	
			備消耗品費	
			燃料費	
			光熱水費	
			印刷製本費	
			通信運搬費	
			広告料	広告及び宣伝に要する費用
			委託料	
			手数料	
			賃借料	
			修繕費	
			動力費	
			材料費	
			補償費	
			研修費	
			負担金	
			保険料	
			食糧費	
			厚生費	
			交際費	

			交付金 工事請負費 公租公課費 貸倒損失 貸倒引当金繰入額 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額 雑費	
		減価償却費		
			有形固定資産減価償却費	建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品、リース資産等（耐用年数が１年未満又は取得価額10万円未満のものを除く。）の償却額
		資産減耗費	無形固定資産減価償却費	施設利用権、借地権、地上権、特許権及びリース資産の償却額
			固定資産除却費	有形固定資産の除却損又は廃棄損及び撤去費
		その他営業費用	棚卸資産減耗費	棚卸資産の毀損、変質又は滅失による除却損
			材料売却原価 雑支出	材料等の原価
		維持管理負担金返還金		
	営業外費用			金融及び財務活動に伴う費用その他主たる営業活動に係る費用以外の費用
		支払利息及び企業債取扱諸費		
			企業債利息	企業債に対する利息
			借入金利息	他会計借入金、一時借入金等に対する利息
			割賦未払金利	割賦未払金に対する利息

			息 企業債手数料 及び取扱費	企業債の元利償還の都度支払う手数料及び取扱費
		消費税及び地方消費税 雑支出		収益的収支、資本的収支に係るものを一括で計上
	特別損失		不用品売却原価 その他雑支出	売却した不用品の原価
		固定資産売却損 減損損失		当年度の経常的費用から除外すべき損失 固定資産の売却価額が売却時の帳簿価額に不足する金額 事業年度の末日において予測することができない減損が生じた場合における当該生じた減損による損失又は減損損失を認識すべき場合における認識すべき減損損失の額
		災害による損失 過年度損益修正損 その他特別損失		災害による巨額の臨時損失 前年度以前の損益の修正で損失の性質を有するもの
	予備費			

資産勘定

款	項	目	節	説明
固定資産	有形固定資産	土地		事業用敷地、公舎敷地、運動場等の経営附属用地であり、土地の取得に要した費用の合計額
			事務所用地	庁舎用地等専ら事務所のために用いる土地
			施設用地	管渠用地、ポンプ場用地、処理場用地等
			その他用地	倉庫用地等上記以外の用地

			建物		事務所、作業場、倉庫、車庫、公舎 その他経営附属用建物、建物と一体 をなす附属施設及び建物の取得に要 した買収費、工事費、整地費等
				事務所用建物	庁舎等専ら事務所の用に供されてい る建物
				施設用建物	ポンプ場施設及び処理場施設の建物
				その他建物	
			建物減価償却 累計額		
				事務所用建物 減価償却累計 額	
				施設用建物減 価償却累計額	
				その他建物減 価償却累計額	
			構築物		
				管渠施設	管路、人孔、ます等の施設
				ポンプ場施設	汚水をポンプにより揚水し、又は圧 送するための施設
				処理場施設	下水処理のための施設
				その他構築物	
			構築物減価償 却累計額		
				管渠施設減価 償却累計額	
				ポンプ場施設 減価償却累計 額	
				処理場施設減 価償却累計額	
				その他構築物 減価償却累計 額	
			機械及び装置		
				ポンプ場用電 気設備	ポンプ場施設の電気設備
				処理場用電気 設備	処理場施設の電気設備

			ポンプ場用機械設備	ポンプ場施設の機械設備
			処理場用機械設備	処理場施設の機械設備
			その他機械及び装置	
	機械及び装置減価償却累計額			
			ポンプ場用電気設備減価償却累計額	
			処理場用電気設備減価償却累計額	
			ポンプ場用機械設備減価償却累計額	
			処理場用機械設備減価償却累計額	
			その他機械及び装置減価償却累計額	
	車両運搬具			自動車その他陸上運搬具
	車両運搬具減価償却累計額			
	工具、器具及び備品			機械及び装置の附属設備に含まれない工具、器具及び備品で、耐用年数が1年以上かつ取得価額が10万円以上のもの
	工具、器具及び備品減価償却累計額			
	リース資産			有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
	リース資産減価償却累計額			
	建設仮勘定			有形固定資産の建設又は改良のため

				支出した工事費（前払金等を含む。）
		その他有形固定資産		
		その他有形固定資産減価償却累計額		
	無形固定資産			有償で取得した施設利用権、借地権、地上権、特許権及びリース資産
		施設利用権		専用施設又は共同施設を利用する権利の取得に要した費用の合計額
		借地権		事業用敷地、公舎敷地、運動場等の経営附属用地等に係る借地権の取得に要した費用の合計額
		地上権		事業用敷地、公舎敷地、運動場等の経営附属用地等に係る地上権の取得に要した費用の合計額
		特許権		特許権の取得に要した費用の合計額
		リース資産		無形固定資産（営業権を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
	投資その他の資産	その他無形固定資産		
		投資有価証券		投資の目的をもって所有する有価証券
			国債	
			地方債	
			株式	
			社債	
			其他有価証券	
		出資金		
		長期貸付金		
			一般貸付金	他会計及び職員以外に対する貸付金
			他会計貸付金	他会計に対する貸付金
			職員貸付金	職員に対する貸付金
		貸倒引当金		長期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの

流動資産		基金		基金条例に基づき、特定預金等の形態で保有するもの
		長期前払消費税		
		その他投資		
		減価償却累計額		投資その他の資産に係る減価償却累計額
	現金預金	現金		現金、支払期限の到来した公社債の利札、小切手等
		預金		当座預金、別段預金、貸借対照表日から起算して1年以内に期限が到来する定期預金等
	未収金	営業未収金	未収下水道維持管理負担金	下水道維持管理負担金の未収入額
			未収受託工事収益	受託工事代金の未収入額
			その他営業未収金	
		営業外未収金	未収受取利息	受取利息の未収入額
			未収消費税及び地方消費税還付金	
			その他営業外未収金	
		その他未収金		固定資産売却代金等上記以外の未収金
	有価証券			一時的所有を目的とする有価証券（差入保証金の代用として提出されたもので短期間内に返却されるものを除く。）
	受取手形			通常の業務活動において発生した手形債権
	貯蔵品			いまだ使用に供されていない材料並びに耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の工具、器具及び備

			品（購入後直ちに使用する予定のもの及び建設仮勘定を設けて経理する建設改良工事に使用する予定のものを除く。） 金属材料、木材、燃料、薬品等 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の工具、器具及び備品 文具、用紙等の事務用品等 廃材、用途廃止の機械器具等上記以外の貯蔵品
	短期貸付金	材料 消耗工具、器具及び備品 消耗品 その他貯蔵品	
	前払費用	一般短期貸付金 他会計貸付金	他会計以外に対する短期貸付金 他会計に対する短期貸付金 前払賃借料、前払利息等一定の契約に従い継続的に役務の提供を受ける場合において、いまだ提供されていない役務に対して支払われた対価で貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に費用となるもの
	前払金	未経過保険料 その他前払費用	物品の購入、工事の請負等に際して前払いされた金額で、前払費用に属さないもの
	立替金	工事代 物品代 前払消費税 その他前払金	一時的な立替払による債権が発生し、短期間内に回収されるもの
	未収収益		一定の契約に従い継続して役務の提供を行う場合において、既に提供した役務に対していまだ支払を受けていないもの
		未収利息 その他未収収益	
	貸倒引当金		未収収益の回収不能による損失に備

	その他流動資産	保有有価証券 仮払消費税及び地方消費税 特定収入仮払消費税及び地方消費税 その他雑流動資産	えるために引き当てるもの 差入保証金の代用として提供を受けた有価証券で短期間内に返却する見込みのもの
--	---------	--	---

注 建設仮勘定の整理は、附表に定める整理科目により行うものとする。

負債勘定

款	項	目	節	説明
固定負債	企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債		建設改良費等（建設若しくは改良に要する経費又は地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号）第12条に規定する建設改良費に準ずる経費をいう。以下同じ。）の財源に充てるために発行する企業債（1年以内に償還期限の到来するものを除く。）
		その他の企業債		建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債（1年以内に償還期限の到来するものを除く。）
	他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金		建設改良費等の財源に充てるために他会計から繰り入れた借入金（1年以内に返済期限の到来するものを除く。）
		その他の長期借入金		建設改良費等以外の財源に充てるために他会計から繰り入れた借入金（1年以内に返済期限の到来するもの

流動負債	リース債務		を除く。) ファイナンス・リース取引におけるリース債務（１年以内に支払期限の到来するものを除く。）
	引当金	退職給付引当金	将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支払に充てるための引当金
		修繕引当金	特別修繕引当金以外の突発的かつ大規模な修繕工事に備えて計上する引当金
		特別修繕引当金	将来発生することが予想され、定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金（１年以内に使用される見込みのものを除く。）
		その他引当金	
	割賦未払金		契約等により割賦で返済する債務で支払期限が１年を超えるもの
	その他固定負債		
	一時借入金 企業債		借入金等で貸借対照表日から起算して１年以内に返還又は支払を要するもの
		建設改良費等の財源に充てるための企業債	１年以内に償還期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債
		その他の企業債	１年以内に償還期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債
	他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金	１年以内に返済期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために他会計から繰り入れた借入金
		その他の長期借入金	１年以内に返済期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために他会計から繰り入れた借入金

	リース債務			1年以内に支払期限の到来するファイナンス・リース取引におけるリース債務
	未払金			特定の契約等により既に確定している短期的債務でいまだその支払を終わらないもの（未払費用に属するものを除く。）
		営業未払金		営業活動に係る通常の取引により発生する未払金
		営業外未払金	未払消費税及び地方消費税 その他営業外未払金	
		その他未払金		固定資産等購入代金の未払額、償還期限経過後の企業債の未償還額等上記以外の未払金
	未払費用			未払利息、未払賃借料等一定の契約に従い継続的に役務の提供を受ける場合において、既に提供を受けた役務の対価の未払額
		営業未払費用		
		営業外未払費用		
		その他未払費用		
	前受金			契約等により既に受け取った対価のうち、いまだその債務の履行を終わらないもの
		営業前受金		前受負担金等主たる営業活動に係る収益の前受額
		営業外前受金		前受利息、前受賃貸料等金融及び財務活動に伴う収益その他主たる営業活動以外から生ずる収益の前受額
		その他前受金		固定資産売却代金等上記以外の収入の前受金
	前受収益 引当金			
		退職給付引当金		
		賞与引当金		翌事業年度に支払う賞与のうち、当

繰延収益	維持管理負担金繰越金 その他流動負債	修繕引当金	年度負担相当額を見積もり計上する引当金
		特別修繕引当金	特別修繕引当金以外の突発的かつ大規模な修繕工事に備えて計上する引当金のうち1年以内に使用される見込みのもの
		その他引当金	将来発生することが予想され、定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金のうち1年以内に使用される見込みのもの
		預り金 預り有価証券 仮受消費税及び地方消費税 その他雑流動負債	預り金、預り有価証券等上記以外の流動負債
		長期前受金	償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合における当該交付を受けた金額に相当する額及び償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債の元金の償還に要する資金に充てるため一般会計又は他の特別会計から繰入れを行った場合における当該繰入金金額
	長期前受金収益化累計額	国庫補助金 工事負担金 受贈財産評価額 他会計補助金	
		国庫補助金	

		工事負担金 受贈財産評価 額 他会計補助金		
--	--	--------------------------------	--	--

資本勘定

款	項	目	節	説明
資本金	固有資本金			他会計からの出資金の額
	繰入資本金			剰余金から資本金に組み入れた額
剰余金	資本剰余金			
		国庫補助金		償却資産以外の取得に充てた補助金
		再評価積立金		政令附則第11項及び第12項の規定により資産の再評価を行った場合における再評価額から再評価以前の帳簿価額を控除した額
		受贈財産評価額		償却資産以外の固定資産の贈与を受けた財産の評価額
		寄附金		償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた寄附金
		工事負担金		償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた工事負担金
		保険差益		固定資産の帳簿価額と当該固定資産の滅失により保険契約に基づいて受け取った保険金との差額
	利益剰余金	その他資本剰余金		
		減債積立金		企業債の償還に充てるため積み立てた額
		利益積立金		欠損金を埋めるために積み立てた額
		建設改良積立金		建設又は改良のために積み立てた額
		当年度未処分利益剰余金（又は当年度未処理欠損金）		当年度末における繰越利益剰余金（又は繰越欠損金）の額に当年度の純利益（又は純損失）の金額を加減した額

			繰越利益剰余金年度末残高 (又は繰越欠損金年度末残高) 当年度純利益 (又は当年度純損失)	前年度未処分利益剰余金(又は前年度未処理欠損金)の額から前年度利益剰余金処分別(又は前年度欠損金処理額)を控除して得た繰越利益剰余金(又は繰越欠損金)の額 当年度の損益取引の結果発生した純利益(又は純損失)
--	--	--	--	--

附表

建設仮勘定整理科目

節	細節	説明
有形固定資産	土地	営業若しくは建設の用に供する建物のうち未完成で精算が完了していないもの又は建設の用に供する建物で完成しているもの 土地に定着する土木施設又は工作物で精算が完了していないもの 機械装置、コンベア等の運搬設備及びこれらの附属品で未稼動のもの又は建設の用に供しているもの 自動車その他の運搬具で建設の用に供しているもの 建設の用に供している工具、器具及び備品で耐用年数が1年以上かつ取得価額が10万円以上のもの 上記以外の固定資産で精算が完了していないもの又は建設の用に供しているもの
	建物	
	構築物	
	機械及び装置	
	車両運搬具	
	工具・器具及び備品	
	その他有形固定資産	
無形固定資産	地上権	
	借地権	
	施設利用権	
	電話加入権	
	ソフトウェア	
	その他無形固定資産	
委託料		試験、研究、測量等の委託料
補償費		補償金、賠償金、見舞金等
負担金		
工事費		建設事業の全般に要する費用
総係費		
	給料	職員の給料

手当	職員の各種手当
賞与	職員の賞与
賞与引当金繰入額	賞与引当金として計上するための繰入額
報酬	臨時又は非常勤の顧問、嘱託員等に対する報酬
法定福利費	各種社会保険料、労災補償費等
報償費	報償金、奨励金、謝礼等
旅費	職員等に支給する旅費
退職給与金	職員に対して支払う退職手当
被服費	職員に支給し、又は貸与する作業服等の費用
備消耗品費	消耗品費並びに耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の工具、器具及び備品費
燃料費	自動車用及び採暖用燃料費
光熱水費	電気料金、ガス料金等
印刷製本費	文書、図面、帳簿等の印刷費及び伝票、帳簿等の製本費
通信運搬費	郵便葉書、郵便切手、電信電話料、運送料等
広告料	広告及び宣伝に要する費用
委託料	試験、研究、測量等の委託料
手数料	公金取扱、し尿処理、ごみ処理、訴訟手数料等
賃借料	借地料、借家料、自動車借上料等
修繕費	建設の用に供する資産の維持修繕に要する工事請負等の費用
工事請負費	請負契約による受託工事の施工に要する経費
路面復旧費	管渠工事等に伴い発生する道路舗装等の復旧費用
動力費	機械装置等の運転に必要な電力料及び燃料費
薬品費	下水処理又は下水汚泥処理に要する薬品費
材料費	建設の用に供する資産の維持修繕に要する諸材料費
補償費	補償金、賠償金、見舞金等
研修費	職員の研修に要する費用
負担金	関係団体負担金、その他会費等
保険料	事業用財産に対する損害保険料
食糧費	会議等のための茶菓、弁当代等
厚生費	医務、衛生、保険、文化、体育、慰安等に要する費用
交際費	
公租公課費	
交付金	
貸倒損失	
貸倒引当金繰入額	貸倒引当金として計上するための繰入額
修繕引当金繰入額	修繕引当金として計上するための繰入額

	特別修繕引当 金繰入額 雑費	特別修繕引当金として計上するための繰入額
仮設備		
仮設備費		
建設中利子		
雑収入		
リース債務支 払額		